

物件調書について

◇ 物件調書及び用地平面図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び諸規制については、必ずご自身で十分な調査、確認等を行ってください。
なお、物件調書と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

◇ 物件は、現状有姿での引き渡しとなります。
当該地内の工作物等について、本市は、撤去等及びその費用負担を行いません。

◇ 開発にあたっては、港湾法、都市計画法、建築基準法及び本市の条例等により指導がなされる場合もありますので、関係各機関にご照会ください。

◇ 物件調書の主な項目の見方

【所在地】

物件の不動産登記記録に表示されている所在地番を記載しています。

【地目】

物件の不動産登記記録に表示されている地目を記載しています。

【面積】

物件の不動産登記記録に表示されている面積を記載しています。

【接道状況】

物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

なお、幅員は概ねの数値のため、現況を優先します。

【法令等に基づく制限】

港湾法に基づく臨港地区（分区）の指定内容、都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。

【供給処理施設の状況】

物件に隣接している道路内の配管等の状況について記載しています。物件内への引込みには別途費用が必要です。

なお、引込みの可否、費用等の詳細については、各供給処理機関にご照会ください。

【地中残存物】

(1) 当該地は産業廃棄物等が埋め立てられており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号『廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地』に指定されております。施設等の建設に当たっては環境局施設課への事前相談が必要です。

(2) 当該地のうち、1番48と28番6の境界部分に沿って護岸擁壁が埋設されており、境界北側から南にかけて約157mにわたり、護岸擁壁の上端部分が地表に20cmほど突出しています。当該上端部分を撤去する場合には、北九州市と協議の上、生じた瓦礫等を適切に処理するとともに、その結果を北九州市へ報告してください。なお、当該撤去に係る費用は、全て借受者の負担となります。

【地質】

当該地は地質調査を行っておりません。

物件調書

| | | | |
|---------------|---|------------------|--|
| 所在地 | ①北九州市若松区響町三丁目1番48 ②北九州市若松区響町三丁目1番58 ③北九州市若松区響町三丁目2番3 ④北九州市若松区響町三丁目28番6 ⑤北九州市若松区響町三丁目28番7 | | |
| 地目 | 雑種地（現況：宅地） | | |
| 面積 | ①5,308.42 m ² ②275.97 m ² ③1.67 m ² ④25,011.98 m ² ⑤5,202.88 m ² ①～⑤合計 35,800.92 m ² | | |
| 接道状況 | 北側：幅員：9m（響灘西9号道路） 南側：幅員：20m（響灘西5号道路） | | |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | 用途地域 | 準工業地域 |
| | | | 建ぺい率 60% 容積率 200% |
| | | 地域地区 | 臨港地区 |
| | 北九州市臨港地区内の 分区における構築物の 規制に関する条例 | 商港区 | |
| | 景観法 | 北九州市景観計画（形成誘導地域） | |
| その他 | 建築基準法等による届出義務があります。 | | |
| 供給処理 施設の状況 | 電気 | 有 | 当該地南端そばに地上電線有。詳細は九州電力と要協議。 |
| | 都市ガス | 無 | ガス供給については西部ガスと要協議。 |
| | 上水道 | 有 | 当該地北端より約150m離れた箇所にφ150mmの水 道管が布設。また、当該地南端より約20m離れた箇 所にφ250mmの水道管が敷設。 |
| | 下水道 | 無 | 下水道処理区域外のため、個別企業による浄化槽処 理及び排水が原則。（要事前協議） |
| | 雨水管 | 有 | 当該地に接道する南側の道路に函渠型側溝（250mm） が敷設。 |
| | 工業用水道 | 無 | |

| | |
|--------------|--|
| <p>地中残存物</p> | <p>(1) 当該地は産業廃棄物等が埋め立てられており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号『廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地』に指定されております。施設等の建設に当たっては環境局施設課への事前相談が必要です。</p> <p>(2) 当該地のうち、1番48と28番6の境界部分に沿って護岸擁壁が埋設されており、境界北側から南にかけて約157mにわたり、護岸擁壁の上端部分が地表に20cmほど突出しています。</p> <p>当該上端部分を撤去する場合には、北九州市と協議の上、生じた瓦礫等を適切に処理するとともに、その結果を北九州市へ報告してください。</p> <p>なお、当該撤去に係る費用は、全て借受者の負担となります。</p> |
| <p>地質</p> | <p>当該地は地質調査を行っておりません。</p> |